

東京音楽大学リポジトリ

Tokyo College of Music Repository

「『民俗音楽』の要素を取り入れる」とは

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 虫明, 知彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-ondai.repo.nii.ac.jp/records/1358

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『民俗音楽』の要素を取り入れる」とは

虫明 知彦（ピアノ）

キーワード：セヴラック 民俗 民族 民謡 要素 地方色

はじめに

ある作品に聴衆が「民俗調¹」を感じる時、その作品にはどういった特徴があるのだろうか。例えばショパンのポロネーズやマズルカには伴奏にポーランドの舞曲のリズムが取り入れられていることは広く知られている。ビゼー作《カルメン》のカルメンのアリアにはハバネラやセギディーリャの音楽の特徴が取り入れられており、スペインの雰囲気を感じさせる。バルトークの《ルーマニア民俗舞曲》はその名の通り、採集したルーマニアの民俗舞曲を素材として作曲され、民俗色を強く感じさせる。

ではショパンの《英雄ポロネーズ》と、バルトークの《ルーマニア民俗舞曲》を聴き比べた場合、どちらの方がより強く「民俗調」を感じるだろうか。多くの人が《ルーマニア民俗舞曲》の方に強く「民俗調」を感じるだろう。どちらの作品もある地方の舞曲の要素を取り入れているが、両者の間には「民俗調」の濃度の違い、といったものが存在するように思われる。ショパンは1810年、バルトークは1871年の生まれであり、この間には国民楽派と呼ばれる作曲活動や、西洋人と非西洋の音楽との出会いなどがある。そして時代の発展と共に「民俗調」が濃い作品が生み出され、それを楽壇や聴衆が許容できる土壌ができあがっていく。

私たちはどのような要素に「民俗調」を感じ取っているのだろうか。本報告書ではまずこの疑問を持つきっかけとなったデオダ・ド・セヴラックの卒業論文と、当時のフランスにおける民謡収集についてを見る。次に民俗音楽に基づいた音楽というものはどういうものか、私たちに「民俗調」と感じさせるものは何かを考え、『民俗音楽』

¹ 「民俗調」と記した場合、民俗音楽・民族音楽・民謡・舞曲など、地域や民族に由来すると感じさせるもの、を指すこととしたい。個別に民俗音楽、民族音楽、民謡、舞曲などと記した場合はその限りではない。

の要素を取り入れる」とはどのような要素を取り入れることなのか、どのような内容の作品を生み出せるのかについてを考えてみたい。

セヴラックの代表的な活動²

まずデオダ・ド・セヴラック Marie-Joseph-Alexandre Déodat de Séverac(1872-1929)の生涯と主な活動、1907年のスコラ・カントルム卒業論文『中央集権と音楽の党派性』を見てみたい。セヴラックは南仏サン＝フェリックス＝ド＝カラマンで生まれ、南仏セレで亡くなった作曲家である。今日では少々マイナーな作曲家という扱いをされているが、ドビュッシーが彼を高く評価したほか、1903年に国民音楽協会理事就任、1920年にレジオンドヌール勲章の叙勲など、当時は高い評価を得た人物である。セヴラックは1896年に設立者の一人シャルル・ボルドにスカウトされスコラ・カントルムに入学し、ヴァンサン・ダンディの門弟として研鑽を積む。また一時期モーリス・ラヴェルと親しく、アパッシユのメンバーとも交流があったという。アルベニスの未完のピアノ曲《ナバラ》を補筆完成したのもセヴラックである。

セヴラックはスコラ・カントルムで学んだ11年間のみパリで生活し、精力的に活動を行った。作曲家としての活動³は勿論のこと、特筆すべきはフランスの地方民謡に関する論文記事が新聞や雑誌に掲載されたことである。1902年10月に『ラテン再生』誌において「ピレネーのアリエージュ地方における音楽と歌」、1905年6月に『メルキュール・ミュージカル』誌において「カタルーニャ地方の音楽」、1906年5月に『スコラ・カントルムの地域行動』誌において「民謡再生について」、1911年12月に『ムジカ』紙において「ラングドック地方とルシヨン地方の民謡」が掲載された。また1906年6月3日から6日にかけてモンペリエで行われたボルド主催の「フランス民謡会議」で、セヴラックは組織委員の一人として演説している。これらから、セヴラックはフランスの地方民謡の研究者としても評価されていたことが理解できる。

² この内容は椎名2011に依拠する。

³ 当時セヴラックの作品はしばしば国民音楽協会やベルギーの自由美学劇場などで取り上げられている。作曲家としてデビューしたのは1899年の第271回国民音楽協会演奏会で歌曲《角笛》が演奏されたときと考えられ、この時ドビュッシーから直接賛辞を受けた。また1913年にオード県クルサンで行ったエミール・シカールの悲劇『大地の娘』（セヴラックによる付随音楽）の初演では総観客数が8000人を超えたとされる。

『中央集権と音楽の党派性』

1907年に受理されたセヴラックのスコラ・カントルム卒業論文『中央集権と音楽の党派性』も1908年1月と3月の計二回、『クーリエ・ミュージカル』紙に掲載された。この論文は当時のパリの楽壇における作曲家の実情とフランスの中央集権的な性質を批判し、地方に民謡に基づく音楽学校を作ることを提言するものである。少し長くなるが要約したい⁴。

〈芸術〉の良き時代全てにおいて、その作品はある特定の地方の孤立した個人の表現のみならず、その地方の魂の総合そのものであった。しかし今日においてはそうではない。パリの楽壇で作曲家として生き残るためには、「パリの楽壇が望む」作品を書かねばならない。

パリで活動する作曲家はいくつかのグループに分けられる。ローマ賞を獲ることを目指し、また獲得し国家に庇護される〈公式派〉。〈公式派〉は生まれ故郷の音楽から遠ざけられ、学士院の望む作品を書くことを要求される。そして、国家行事や良き大衆（真の芸術理解者ではない）の満足を得るような作品を書く日和見主義者になる。地方の音楽は地方風と大雑把にまとめられ、そこに真の地方色はない。

ローマ賞を持つ持たざるに関係なく自身の音楽を書く〈独立派〉。これは国民音楽協会に属し芸術に真摯に向き合っているが、未だ音楽の地方主義の流れを生み出すには至らない。〈独立派〉は二つの派閥に分かれる。対位法を重視する「水平音楽」一派と新しい和声を重視する「垂直音楽⁵」一派。この二派は争い、しかしどちらもサロンへ足を運び、音楽に精通した（しすぎた）サロンの主人や友人たちを喜ばせるための音楽を書く。彼らには実は自由な芸術は存在せず、「水平」一派か「垂直」一派のどちらかのレッテルを貼られ、その一派として振る舞うことを望まれる⁶。

このようにパリの楽壇は国家や知識人、スノッブの要求や趣味に支配されている。

⁴ 椎名2009、椎名2011、Canteloube1984 p82-89、Guillot1993 p70-87に依拠する。

⁵ ドビュッシーについての研究でしばしば目にするこの「水平音楽」「垂直音楽」という言葉は、セヴラックが初めて呼称したものであるという。

⁶ セヴラックはまた〈公式派〉〈独立派〉に含まれない、奇妙なものや珍しいものの探求にいそむ〈進歩派〉というものも提示しているが、紙面は若干しか割かれていない。

その結果、地方出身の作曲者は自らの出自を恥じ、自身の地方的源泉による音楽を書かず、音楽家として生きていくために彼らの好みにあった作品ばかりを書く。そのせいで今日のフランスの音楽はリュリやクーラン、ラモーの作品のような美しいフランスの伝統から離れてしまっている。単純さ、明快な形式、情熱的な表現といったものは、今日は複雑化し、ドイツやアングロサクソンの哲学によって曇らされた現代の魂を満足させない。これらはフランスの中央集権的な性質が原因である。

そのため、真の芸術を生み出すには国家や地方自治体の庇護を受けない、民俗音楽（民謡、舞曲）に根差した音楽学校を作る必要がある。教材やカリキュラムも地方独自のものを準備する。楽典ではなくその地方の民謡で音楽の基礎を学ぶ。同時にその歌詞についても勉強し、その抒情性からまた多くの実りを得るだろう。

セヴラックはこのように、地方に独立した音楽学校を設立し、流行に左右されない真の音楽作品を生み出す環境を作ることを提言した。音楽教育の教材は民俗音楽を土台とする、つまり機能と声や形式論といった整備されたシステムティックなもの、音楽の画一化の遠因となるものも同時に遠ざけていると考えられる。また民謡の歌詞から抒情性を学ぶことを提示していることも興味深い。セヴラックは地方音楽の旋律やリズムといった音楽的な特徴だけでなく、その曲が持つ内容、作品に内在する精神的なものも同じく重視したと考えられる。

フランスの民謡収集と歴史背景

『中央集権と音楽の党派性』によれば、当時のパリでは地方（外国を含む）の音楽は軽視されていた。ヒルスブルンナーによれば、パリではフェリシアン・ダヴィッドによる《東洋の歌》や、サン＝サーンスの《ペルシアの歌》など、調性音楽に民俗風なエッセンスを加え、エキゾチックな味わいを感じさせる作品が流行していたという⁷。地方や外国の音楽の表面的な特徴を取り入れただけの作品は、その地方の真の音楽とは異なるものである。地方出身のセヴラックにとって、その思いはなおさらであっただろう。

⁷ ヒルスブルンナー1992 p.111-112

ここでフランスの主な民謡収集事業と、それに関わるだろう歴史背景⁸を確認したい。

- 1845 公教育大臣サルヴァンディ伯、「フランス各地方の民謡収集に関する法令」発布
- 1848 革命により第二共和制に移行、上の法令が破棄される
- 1852 ルイ・ナポレオンが皇帝に即位、上の法令と同様のものを発布
- 1870 スダンの戦いでプロイセンに大敗、ナポレオン 3 世が捕虜となり実質敗戦
プロイセン軍によるパリ包囲
- 1871 普仏戦争敗戦
国民音楽協会設立
パリ・コミュン騒乱
- 1881 ○ブルゴー＝デュクードレー、ブルターニュ地方に公教育相の民謡収集事業で派遣
- 1885 ○フランスで民謡収集運動が盛んになり始める
○ティエルソ⁹の著作『フランス民謡の歴史』がアカデミーから表彰
- 1889 ○シャルル・ボルド、民謡収集のためバスクに派遣
第 4 回パリ万国博覧会開催、西洋人の多くが初めて東洋の生の音楽に触れる
ティエルソ、万博で演奏された音楽に関する書籍、楽譜を出版
- 1895 ○ティエルソがフランス・アルプス地方で 1300 曲の民謡を採集
- 1900 第 5 回パリ万博開催、“Tour du monde”と呼ばれる諸外国の展示が人気を誇る
- 1905 ○ボルド、フランス民謡の収集、出版のため「フランス民謡協会」設立

椎名 2011 によれば、1845 年にフランス国内の民謡収集に関する法令¹⁰が発布された記録がある他、エマニュエル・シャブリエ¹¹らによって採譜され 1888 年に出版され

⁸ 井上 2009、椎名 2011、平野 1999 に依拠する。

⁹ ジュリアン・ティエルソ Julien Tiersot(1857-1936)は 1889 年パリ万国博覧会で演奏された音楽について紹介する書籍『Promenades musicales à l'exposition de 1889』（1889 年万国博覧会の音楽散歩）が特に有名であろう。後に中国やインド、日本、アメリカ、アフリカ等広範囲の地域の音楽に興味を持ち、エスノミュージックのパイオニアとなった人物がフランスの民謡収集に携わっているのは興味深い。

¹⁰ 1845 年となるとの国民楽派の登場より前になる（例えばロシア五人組がスターソフによってどのように命名されたのは 1867 年である）のだが、こういった経緯でこの法令が発布されたのだろうか。椎名は地方と中央の複雑な関係があると推測している。この法令によってどのような事業が行われたのかは今回調査できていないため、今後の調査課題としたい。

¹¹ エマニュエル・シャブリエ Alexis-Emmanuel Chabrier(1841-1894)はオーベルニュ地方出身の作曲

た楽譜が存在するという¹²。

公費で行われ詳細が分かる最初の民謡収集事業は 1881 年¹³である。この事業が公費で行われた背景には、普仏戦争の敗戦とパリ・コミュン騒乱が大きく関わっていると考えられる。フランスという国家の消滅危機という憂き目にあった 1871 年の普仏戦争敗戦、その年に「アルス・ガリカ」（フランスの芸術）というスローガンで設立された国民音楽協会が音楽におけるナショナリズムに基づくように、1881 年のブルターニュ地方の民謡収集もまたフランスの文化的財産を守るという、やはりナショナリズムに関わるものであると考えれば納得がいく。また 1889 年、1900 年のパリ万国博覧会によって諸外国の音楽にフランスの作曲家たちが直接触れたことも、フランスの音楽とは何かを考える大きなきっかけになったと考えられる。

民謡収集の方法は現地に赴き、民謡を聴いて五線譜に書き起こし、それに簡易な伴奏付けや編曲を行って出版するというものであった¹⁴。

セヴラックは実は民謡採集事業にほとんど関わっていない¹⁵。「フランス民謡協会」は民謡を採集・出版を目的とする組織であり、セヴラックは組織委員として名を連ねていたが、セヴラックが実際に採集し出版したことはない¹⁶。また「民謡とはそれに仕えるべきもので、それを利用するものではないのだ」と語ったという¹⁷。

セヴラックの「民俗調」作品は彼の育った南仏、ラングドック地方やピレネー地方とカタルーニャ地方の民謡に依拠し、そこから靈感を得て作曲を行った、としか表現できない。実在の民謡を直接引用¹⁸することはほとんど無かったといい、どのようにセヴラックが「民俗調」を作品で表現したのか、研究者はその具体的な手法について今

家。狂詩曲《スペイン》で有名。セヴラックがパリで生活を始めるのは 1896 年であり、両者の直接の接点はなかったと考えられる。

¹² 椎名 2011 p130

¹³ 1881 年という時期はドイツに比べると約一世紀遅いことになる。ドイツではヨハン・ゴットフリート・ヘルダー Johann Gottfried von Herder(1744-1803)が 1778 年、1779 年に『民謡集』を出版している。

¹⁴ これはバルトークらの蓄音機を使った手法とは異なる。

¹⁵ 一度だけ民謡収集をしたのではないかという説も存在するが、友人の音楽家カントループによるセヴラックの伝記にはそのことは記されていない。(椎名 2011 p118、Canteloube1984)

¹⁶ 仕事として伴奏付けを行い出版されたものは存在する。《18 世紀のシャンソン集》《フランスの古いシャンソン集》等がそれにあたる。

¹⁷ 椎名 2011 p139-140

¹⁸ ある民謡の旋律にほとんど手を加えずそのまま楽曲内で使用すること。

日でも明確な答えが出せていないという。

『民俗音楽』の要素を取り入れる」とは

ここからは『民俗音楽』の要素を取り入れる」ということについて考えていきたい。セヴラックの作品は実在の民謡や民俗音楽の旋律を直接引用しないにもかかわらず、「民俗調」を感じさせる作品を多く作曲している。これはバルトークの《ルーマニア民俗舞曲》のような実在する民謡を音楽素材として作曲する手法とは異なる。

そもそも『民俗音楽(folk music)』とは何か。どのような性質を持ち、我々はそれからどのように「民俗調」を感じ取っているのだろうか。

「ある民族の音楽文化全体を指す〈民族音楽〉とはニュアンスを異にして、〈民俗音楽〉は階層社会の基層に属する集団・共同体にはぐくまれてきた伝統音楽を意味するものとされる。したがってそこには、上層における〈芸術音楽〉と対比させる考え方が介在している。通常、民俗音楽の枠の中にくくられるものとして、わらべうた、子守歌、民謡そして民俗芸能の中の音楽的側面が挙げられるが、敷衍して、日常生活の中でのかけ声、物売りの声、マスコミ的な流行歌などをも含めることもある。」¹⁹

民俗音楽とはある地域の一般の人々によって、芸術という意識をもたず生み出された音楽、と考えることができる。これはつまり、元は教会や王侯貴族に雇われ、汎西洋的な各種音楽理論、最新理論によって発展し、意識して「新しい芸術」を次々に生み出した西洋クラシック音楽とは根底から異なる性格を持つということである²⁰。民俗音楽はそういった理論とは縁遠い普通の人々によって、率直に楽しむために、また地域の共同体意識や活動によって生まれたものである。

次に『民謡(folk song)』とは何だろうか。

¹⁹ 世界大百科事典：民俗音楽

²⁰ ただし、例えばドの旋法（イオニア旋法）を基に民俗音楽が作られれば、長調と変わらない旋律や和声を持つものになり、音楽理論を基に民俗音楽が作られることもある。民俗音楽と音楽理論は共存不可能の関係というわけではない。

「民衆の、労働・儀礼などの集団の場において自然に発生し、伝承されてきた歌謡。素朴な生活感情を反映し、地域性が強い。遊び歌・祝い歌・仕事歌・酒盛り歌・盆踊り歌などがある。広義には俗謡・新民謡なども含む。」²¹

民謡において注目すべきは「素朴な生活感情を反映し、地域性が強い」ことだろう。芸術歌曲の多くは著名な詩人による詩作品を基に作曲されるが、それらの詩作品は形式を重んじ、また素朴な内容、素朴な感情表現といったものとは縁遠い。それに対し、民謡の歌詞の多くは無名の作詞者による日常描写や率直な感情表現である。セヴラックは『中央集権と音楽の党派性』の中で、民謡の歌詞から抒情性を学ぶことを提言していた。セヴラックの歌曲にはしばしば、ありふれた日常を過ごす人々、羊飼いや馬車やロバ、畑、山といったものが登場する。これらは一見すると歌詞によく登場するものであるが、セヴラックが生きた時代、都市ではすでに車が走り、主要都市が鉄道で結ばれ、ガス灯やアーク灯といったものが普及している。またフランスは国土の大半が平地であり、2千メートルを超える山は東部と南西部の国境付近にしか存在しない。つまりセヴラックの歌曲の歌詞に現れるそれらは、地方性に直接結びつく言葉なのである。

これらをまとめると以下のようなになる。

素朴(自然)	人為的に芸術性を追求していない、自然発生的に生じたもの。
生活(感情)	日々の生活、心情に結びついているもの。家庭生活、交流、祭事、労働などの活動とそこから生じる心情。
地域性	伝承される歌唱旋律や民俗芸能の音楽など。地域の風景やシンボルを歌うもの。

『民俗音楽』を取り入れる」ことを選択肢、その要素

ある作曲者が『民俗音楽』を取り入れ」て作曲を行う時、つまり「民俗調」を作品に取り入れるとき、どのような選択肢があるのだろうか。考えてみたい。

²¹ 大辞泉：民謡

まず、民俗音楽の要素を作品に取り入れるとき、どの地域のものかは非常に重要である。自身の出身地や居住した地域のものを取り入れたなら、その作品には作曲者のアイデンティティに関わる性格が現れるだろう。また自国で広く知られる民謡を取り入れ、一つの民族、共同体と感じさせる音楽を作ることにもできる。他国の民俗音楽を取り入れたなら、そこにはエキゾチックな雰囲気や、想像上の他国が表現される。

α. 民俗音楽の国籍・地域性

- ・自身と関係が深い土地の民俗音楽 → A1 ルーツ・アイデンティ
or / and
- ・自国の民俗音楽 → A2 ナショナリズム
OR
- ・外国の民俗音楽 → B1 エキゾチシズム
or / and
B2 イマジネーション

次に、実在する旋律を作品に引用するのか、ある地域の民俗音楽の音楽的特徴を基に、作曲者が旋律を創作し、楽曲を構成するのか。ある地域の「民俗調」を基に、新たな民俗音楽（舞曲や子守歌など）を作ることにも考えられる。

β. 旋律

- ・実在する民俗音楽の旋律 → C 既存の旋律の引用
OR
- ・民俗音楽の特徴による旋律 → D1 民謡調の旋律
D2 創作民謡（民俗音楽）

取り入れた民俗音楽は調性的、または旋法的、それとも無調的なものか。さらに作曲者はその民俗音楽の要素を取り入れながらも、調性的な作品や前衛音楽を作ることにもできる。必ずしも基となった民俗音楽の調的特徴に縛られるわけではない²²。

²² ただし基とする民俗音楽の性質からあまりに乖離しすぎると「民俗調」は感じ取りにくくなるだろうと思われる。また旋法的な性格を持つ調性音楽作品や、一部分だけ旋法的な作品といったものも作曲可能なため、この要素は明確には判別しにくい。

γ. 基となる民俗音楽及び作品の調的特徴

・調性的 → E 調性音楽²³ (一般的な西洋音楽)

OR or / and

・非調性的 → F1 前衛音楽

or / and

F2 旋法音楽

or / and

F3 無調音楽

最後に、民俗音楽の音楽的な要素、特徴が挙げられる。

δ. 民俗音楽の音楽的要素、特徴²⁴ (すべて or / and)

G1 その民俗音楽を構成する音階による旋律 (楽曲全体を通して²⁵)

G2 その民俗音楽を構成する音階によるハーモニー (楽曲全体を通して)

G3 特徴的なリズム

G4 シンプルな構造 (二部形式、有節形式等)

G5 特殊奏法や楽器の模倣による独特な音色、旋律形等

G6 民俗調を感じさせるタイトル

G7 日常的なものに関わる内容

G8 地域性に関わる内容

G9 他

このように、「『民俗音楽』の要素を取り入れる」という言葉に集約される行為を、その内容や要素によって考えた場合、実は多くの選択肢が存在することが見えてくる。これらから、実在する民謡や民俗音楽の旋律を引用しなくても、「民俗調」を感じさせる作品を作ることは可能である、と筆者は考える。

²³ ただし調性音楽に慣れ親しんだ我々にとって、調性音楽的な特徴が強い場合、「民俗調」な作品というより一般的な西洋クラシック音楽と感じやすいことは否めない。

²⁴ 表に示したこれらで全ての要素とは言えず、さらに精査して追加、または削除など、今後の研究課題としたい。

²⁵ 例えばある作品が冒頭或いは曲中の一部にのみソの旋法 (ミクソリディア旋法) で作られた民謡旋律とハーモニーを使用し、しかしその他の部分は長調で作曲されていた場合、その作品はソの旋法の要素を取り入れたとすることができるだろうか。

『民俗音楽』の要素を取り入れ」た作品を「民俗調」の要素から見る

では実際に分類した各種要素をいくつかの作品に照らしあわせ、その作品にはどのような「民俗調」があるのかを見てみたい。

本報告書では、2020年1月16日に東京音楽大学池袋キャンパスにて行ったレクチャーコンサートで取り上げた四曲を扱う²⁶。セヴラック作《ミニョネタ(フィゲラスの思い出)》と《私の可愛いお人形》、ラヴェル作《5つのギリシャ民謡》より1.〈花嫁の目覚め〉3.〈私と比べられる男前は誰〉にはどのような特徴が見出せるのか。

○ 《ミニョネタ(フィゲラスの思い出)》 Minyoneta (Souvenir de Figueras)

① 《ミニョネタ(フィゲラスの思い出)》はサルダーナと呼ばれるカタルーニャ地方の民俗舞曲に靈感を得ていると考えられている。セヴラックが1910年に転居したセレはカタルーニャ文化圏である(A1)。②調査したが旋律をどこかから引用しているという記述は見つからなかったため、旋律はオリジナルと考えられる(D2)。③一聴するとどこか旋法的な装いが感じ取れるが、a mollの旋律的短音階、自然短音階などと分析できることから調性音楽と考えられる(E)。④舞曲的なリズムがピアノパートに与えられている(G3)。⑤楽曲構成はA-B-A-codaであり、シンプルである(G4)。⑥サルダーナはコブラと呼ばれる楽団で演奏される。この作品でヴァイオリンはハイポジションで即興的な旋律を演奏するが、これはフラヴィオールと呼ばれる縦笛によって高音域で即興的に演奏される音型をヴァイオリンで模していると考えられる(G5)。⑦副題に「フィゲラスの思い出」とあり、ある地域(カタルーニャ地方)と作曲者の関連する何かが表現されている(G6)。

²⁶ 紙面の都合上、譜例を掲載することが難しいため、国際楽譜ライブラリープロジェクト(IMSLP)の対象ページをここに示す。

ミニョネタ Minyoneta

[https://imslp.org/wiki/Minyoneta_\(S%C3%A9verac,_D%C3%A9odat_de\)](https://imslp.org/wiki/Minyoneta_(S%C3%A9verac,_D%C3%A9odat_de))

私の可愛いお人形 Ma Poupée Chérie

[https://imslp.org/wiki/Ma_poup%C3%A9e_ch%C3%A9rie_\(S%C3%A9verac%2C_D%C3%A9odat_de\)](https://imslp.org/wiki/Ma_poup%C3%A9e_ch%C3%A9rie_(S%C3%A9verac%2C_D%C3%A9odat_de))

五つのギリシャ民謡 Cinq Mélodies Populaires Grecques

[https://imslp.org/wiki/5_M%C3%A9lodies_populaires_grecques_\(Ravel%2C_Maurice\)](https://imslp.org/wiki/5_M%C3%A9lodies_populaires_grecques_(Ravel%2C_Maurice))

ミニョネタ(フィゲラスの思い出)	
α 自身と関係が深い土地の民俗音楽	A1
β 民俗音楽の特徴による旋律	D1,D2
γ 調性的	E
δ 民俗音楽の音楽的要素、特徴	G3, G4, G5, G6

○ 《私の可愛いお人形》(小さな—あるいは大きな—女の子のための子守唄) Ma
Poupée Chérie

①子守歌として作曲していることから、創作民謡と考えられる (D2)。 ②明確な調性音楽である (E)。 ③形式は有節形式である (G4)。 ④子守歌である (G6)。 ⑤少女が自分の人形を寝かしつけるおままごとを歌う (G7)。 ⑥「大きなパリ (grand Paris)」「灰色のロバに乗って(sur son âne gris)」といった歌詞があり、地方が舞台であると暗示される (G8)。

私の可愛いお人形 (小さな—あるいは大きな—女の子のための子守唄)	
β 民俗音楽の特徴による旋律	D2
γ 調性的	E
δ 民俗音楽の音楽的要素、特徴	G4,, G6, G7, G8

次にラヴェル作《5つのギリシャ民謡》より 1. 〈花嫁の目覚め〉 3. 〈私と比べられる男前は誰〉を見る。この二作品は共通項が多いため、紙面の都合上一つにまとめて記す。

○ 《5つのギリシャ民謡》より 1. 〈花嫁の目覚め〉 3. 〈私と比べられる男前は誰〉

《Cinq Mélodies Populaires Grecques》 1. 〈Chanson de la mariée〉 3. 〈Quel galant m'est comparable〉

①ギリシャの民謡に伴奏付けをしたものである (B1)。 ②実在の民謡を引用している (C)。 ③旋法的な民謡 (1. 〈花嫁の目覚め〉は G を基音とするミの旋法 (フリギア旋法) の他、一部伴奏形によって B を基音とするドの旋法 (イオニア旋法) に移旋。 3. 〈私と比べられる男前は誰〉は旋律線が A を基音とするレの旋法 (ドリア旋法)、また間奏と後奏は G を基音とするドの旋法 (イオニア旋法)) である (F2)。 ④旋律の構成音

によるハーモニーを与えることで旋法性を強く感じさせる (G2)。⑤旋律線は有節形式である (G4)。⑥歌曲集に民俗を感じさせるタイトルが与えられている (G6)。⑦1. 〈花嫁の目覚め〉は恋人への求婚、3. 〈私と比べられる男前は誰〉は女性を口説く歌であり、日常的一幕といった内容である (G7)。

《5つのギリシャ民謡》より 1. 〈花嫁の目覚め〉 3. 〈私と比べられる男前は誰〉	
α 外国の民俗音楽	B1
β 実在する民俗音楽の旋律	C
γ 非調性的	F2
δ 民俗音楽の音楽的要素、特徴	G2, G4, G6, G7

このように、『民俗音楽』の要素を取り入れた作品と一括りにされる作品であっても、その作品が持つ「民俗調」は異なること、また実在する民俗音楽を引用しなくても「民俗調」を感じさせる作品を作ることができる、と筆者は考える。

おわりに

本報告書では『中央集権と音楽の党派性』から、19世紀末から20世紀初期フランスにおける民謡の収集についてを見、そして『民俗音楽』の要素を取り入れる」とはどういうことかを理解するために、私たちが「民俗調」と感じる要素を考え、実際にある作品にどのような「民俗調」が含まれているのかを考察した。

実在する民俗音楽の旋律を引用せずとも「民俗調」を感じさせる作品が生み出せるということ、また歌詞の内容から地方色といった「民俗調」を感じ取ることができることは筆者にとって発見であった。

しかし本報告書で「民俗調」としてあげた項目はまだ研究段階のものであり、十分練られたものとは言えない。また実際の作品に「民俗調」がどのように取り入れられているのかという考察において、取り上げた作品の数が少なく、考察として不十分なものであると自覚している。そして取り上げた内容が多く、どれも薄いまま詰め込んだ構成となってしまった。今後は各内容における研究を行い、さらに理解を深め、再度『民俗音楽』の要素を取り入れる」ということについて考え記す機会を得たいと考えている。今後の課題は山積みである。

このような思考のきっかけと研究テーマを得ることができた 2019 年度共同研究 B は筆者にとって本当に興味深く、充実した、実り多き時間であった。この場を借りて、ご指導ご鞭撻賜った諸先生方、「20 世紀、民族/民俗、民謡」というテーマで共に悩み意見を交わした学生諸子に、心より御礼申し上げたい。

参考文献

- Brody, Elaine (1994) 「セヴラック, (マリ-ジョゼフ-アレクサンドル)」 笠羽映子 訳 柴田南雄・遠山一行 編 『ニューグローヴ世界音楽大事典』(東京:講談社) 第9巻 398-399
- Canteloube, Joseph (1984) “*DÉODAT de SÉVERAC*” (Beziers : Société de Musicologie de Languedoc)
- Cunnigham, Martin (1994) 「スペイン」 柴田南雄・遠山一行 編 『ニューグローヴ世界音楽大事典』(東京:講談社) 第9巻 314-329
- Guillot, Pierre (1993) “*ÉCRITS SUR LA MUSIQUE DÉODAT DE SÉVERAC*” (Liege : MARDAGA)
- 平野繁臣 (1999) 『国際博覧会事典』(東京:内山工房)
- ヒルスブルンナー, テオ Hirsbrunner, Theo (1992) 『大作曲家とその時代シリーズドビュッシーとその時代』吉田仙太郎 訳(新潟:西村書店) [*Debussy und seine Zeit.* (n.p. Laaber Verlag, 1981)]
- 井上さつき (2009) 『音楽を展示する パリ万博 1855-1900』(東京:法政大学出版局)
- 井上さつき (2019) 『作曲家◎人と作品 ラヴェル』(東京:音楽之友社)
- イヴリー, ベンジャミン Ivry, Benjamin (2002) 『叢書・20世紀の芸術と文学 モーリス・ラヴェル ある生涯』石原俊 訳(東京:アルファベータ) [*Maurice Ravel: a Life.* (NewYork: Welcome Rain Publishuers LLC, 2000)]
- 岩田隆 (2005) 『ロマン派音楽の多彩な世界 オリエンタリズムからバレエ音楽の職人芸まで』(東京:朱鳥社)

- Kiyoshi, Tamagawa (1988) “*Echoes from the East: The Javanese Gamelan and Its Influence on the Music of Claude Debussy*” (Austin: University of Texas)
- Nelson, Véronique (1994) 「サルダーナ」 浜田滋郎 訳 柴田南雄・遠山一行 編
『ニューグローヴ世界音楽大事典』(東京: 講談社) 第7巻 309
- 小田部胤久 (2009) 『西洋美学史』(東京: 東京大学出版会)
- ジャンケレヴィッチ, ウラジミール Jankélévitch, Vladimir (2002) 『遙かなる
現前: アルベニス、セヴラック、モンポウ』近藤秀樹 訳 (東京: 春秋社) [*La présence lointaine, Albéniz, Séverac, Mompou.*]
- サムソン, ジム 編 Samson, Jim (1996) 『西洋の音楽と社会⑧ 市民音楽の抬頭 後期ロマン派1』 三宅幸夫・監訳 (東京: 音楽之友社) [*Man&Music THE LATE ROMANTIC ERA From the mid-19th century to World War 1.* (UK: The macmillan Press Limited. 1991)]
- 椎名亮輔 (2009) “デオダ・ド・セヴラックの論文「中央集権と音楽の党派性」解題と翻訳” 『同志社大学 学術研究年報 第60巻』 91-105
- 椎名亮輔 (2011) 『デオダ・ド・セヴラック 南仏の風、郷愁の音画』(東京: アルテスパブリッシング)
- シュトゥッケンシュミット, ハンス・ハインツ Stuckenschmidt, Hans Heinz (1983) 『モリス・ラヴェル その生涯と作品』岩淵達治 訳 (東京: 音楽之友社) [*Maurice Ravel Variationen über Person und Werk.* (Frankfurt: Suhrkamp Verlag, 1966)]